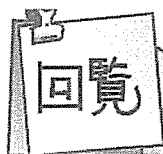


令和4年 9月1日



事前予約制

無料法律相談

住民生活課

相続、離婚、金銭貸借などの法律問題でお困りの方のために、弁護士が無料で相談に応じます。相談時間は、お一人様30分です。

予約制で、先着6名となっていますので、住民生活課へ電話又は直接お申し込みください。

- 1 日 時 令和 4 年 1 0 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 ~ 4 時 3 0 分
- 2 場 所 森町町民生活センター 1 階 第 2 会議室
- 3 弁 護 士 平 尾 竜 太 氏 (静岡県弁護士会浜松支部)
- 4 予約受付 9 月 3 0 日 (金) から先着順 6 名
受付時間 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分 (土日祝日を除く。)
- 5 問合せ先 住民生活課住民係 電話 8 5 - 6 3 1 2

税務課・住民生活課

町税等の納期について(9月分)

- 国民健康保険税(普通徴収) 第3期
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第2期

納期限 **9月30日(金)**までに 納めてください。

※ 口座振替の場合、納期限の日引き落としされます。
納期限をお間違えのないように、口座残高のご確認をお願いします。

マイナンバーカード業務の日曜開庁について

【 住民生活課 】

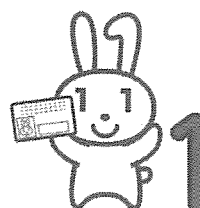
仕事などの都合で、開庁時間内に役場窓口に来ることができない方を対象に、マイナンバーカードの交付、申請サポート、電子証明書の更新、マイナポイント申込みのサポートを行います。

新型コロナウイルス感染対策のため、予約制とさせていただきます。ご希望の方は、住民係（Tel 85-6312）に予約の上、窓口へお越しください。

◇ 日 時 9月25日（日）午前8時30分 ～ 正午

◇ 場 所 森町役場 住民生活課 受付窓口

◇ 取扱業務・持ち物



対象者	取扱業務	持ち物
申請済みの方 (交付通知書が届いた方)	カードの交付	・ 交付通知書（はがき） ・ 本人確認書類 ・ 通知カード（お持ちの方）
カードの更新通知が届いた方	電子証明書の更新	・ マイナンバーカード ・ 更新通知書 ・ 暗証番号（再設定も可）
これから取得する方	申請のサポート	・ 本人確認書類 ・ 通知カード（お持ちの方）

☆ マイナポイント第2弾が始まりました ☆

マイナンバーカードをお持ちの方が、マイナポイントの申込みをすることで、利用しているキャッシュレス決済サービスのポイントを最大2万円もらえます！

- ◆ マイナポイントがもらえるマイナンバーカードの申請期限は令和4年9月末まで、マイナポイントの申込期限は令和5年2月末までです。
- ◆ マイナポイントの申込みに必要なもの
 - ・ マイナンバーカード（数字4桁の暗証番号）
 - ・ キャッシュレス決済サービスの情報（カードやアプリなど）
 - ・ 公金受取口座を登録する方は、金融機関の口座番号等がわかるもの

令和4年8月7日現在、森町のマイナンバーカード申請者数9,274人 申請率51.6%

◇ 予約・問合せ先 住民生活課住民係 Tel 85-6312

定例年金相談所開設

住民生活課

下記のとおり、掛川年金事務所による年金相談所が開設されます。

※ 年金相談は事前予約制です。相談を希望される方は、前日までに、掛川年金事務所に電話でご予約ください。

予 約 先 ： 掛川年金事務所（電話：0537-21-5524）

記

◎と き 令和4年9月14日（水）

午前9時30分～正午（開設は午前中のみです）

◎ところ 森町総合体育館 森アリーナ 1階 相談室

◎持ち物 ・ 年金手帳（受給者は年金証書）
・ 委任状（代理の方が相談される場合）

国民健康保険・後期高齢者医療保険の 傷病手当金の支給延長について

住民生活課

国民健康保険及び後期高齢者医療保険では、給与などの支払いを受けている被保険者に対して、新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いにより療養のため仕事に行くことができなくなった期間の給与の一部を補てんする傷病手当金を申請により支給します。

このたび傷病手当金の支給対象期間が延長され、令和2年1月1日から令和4年9月30日までが支給対象期間となります。

詳細は町のホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

問合せ先
住民生活課 国保年金係 電話 85-6313

資源ごみ拠点回収のご案内

(住民生活課)

資源ごみは、地域の収集に加え、毎月第2・4土曜日に役場別館前で以下のとおり資源ごみを無料回収しています。

ぜひ、ご活用いただき、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

対象者	町内に在住の方	
回収日時	毎月第2・4土曜日 午前9時30分～正午 ※9月の実施日 9月10日・24日	
回収品目	びん・ペットボトル・プラスチック容器包装	
回収場所	役場別館住民生活課前(本庁舎北側)	
出し方	①	地域の資源ごみ回収と同じように分別してコンテナ等に入れてください。
	②	汚れがひどいごみや、割れてしまったびん等は資源ごみとして回収することができません。「がれき類」や「燃やせるごみ」として、地域の回収日に出してください。
	③	ごみの分別方法については、各世帯に配布した「燃えないごみの分け方・出し方」を参考にしてください。
注意事項	①	回収物は、町内の家庭から出たごみに限ります。事業所(個人事業主を含む)から出たごみは回収できません。
	②	回収場所では、作業員の指示に従ってください。
	③	雨天時でも実施しますが、台風等の悪天候で中止となる場合があります。中止の場合は、町ホームページや町公式 LINE 等でお知らせをします。
	④	<u>駐車場内での車の運転には、十分注意してください。</u>
	⑤	<u>回収時間を厳守してください。開始時間より早くご来庁いただいても回収することはできません。</u>

* 問合せ先: 住民生活課生活環境係 電話: 85-6314

9月20日から9月26日は、**動物愛護週間**です。

(住民生活課)



動物の愛護及び管理に関する法律では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。
縁あってあなたのもとで飼われることになった動物を、「終生」責任をもって飼いましょう。

人と動物が共に暮らす住みやすい社会のために、次のマナーを守りましょう。

- ◎犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です。
- ◎犬の放し飼いはやめましょう。散歩中は、必ずリードをつけましょう。
- ◎犬の首輪には、鑑札・注射済票を必ず着けましょう。
- ◎フンの始末は、飼い主の最低限のマナーです。
- ◎飼い主のいない猫に、安易にエサを与えないでください。
- ◎猫は、室内飼育にしましょう。



* 問合せ先: 生活環境係(電話: 85-6314)

ねこの不妊(去勢)手術への補助制度について

(住民生活課)

町では、飼い主のいない猫の増加を防ぐため、野良猫の不妊(去勢)手術費用に対する補助制度があります。

○対象匹数

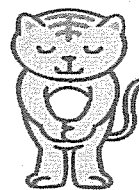
原則、1世帯につき2匹まで(1年度につき)

○補助金額(1匹につき)

手術費用の2分の1以内(9,000円限度)

○交付要件

- ・補助金の交付決定後に手術を実施すること。
- ・不妊(去勢)済みの証として片方の耳にV字カットを施すこと。
- ・申請者の属する世帯に町税等の未納がないこと。



*お申込み・お問合せ: 生活環境係 電話: 85-6314

町営住宅の入居者募集について

定住推進課

町営住宅の入居者を募集します。今回の募集概要は、次のとおりになります。

- 1【募集期間】 令和4年9月15日（木）～9月30日（金）
※午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日を除く）
- 2【入居可能日】 令和4年11月下旬以降になります。
- 3【募集团地】

団地名	部屋番号	間取り	築年数	エレベーター	家賃（月額）	応募可能な世帯人数
天宮	106（1階） 204（2階）	2LDK	18年	○	（1階） 18,700～36,700円 （2階以上）注1 21,900～39,900円	2人以上 （単身は不可）
中川	111（1階）	3DK	33年	×	17,200～33,700円	2人以上
やざき	3A4（3階）	2LDK	29年	×	21,400～42,000円	2人以上 （単身は不可）

注1：天宮団地の2階以上は家賃にエレベーター使用料（3,200円/月）が加算されます。

- 4【応募資格】 申込みができる方は、①～⑤のすべてを満たしている人です。

①同居又は同居しようとする親族がいること。

（条件に該当する人は、単身でも入居ができる場合があります。）

②申込者と同居親族の過去1年間の収入の合計金額が次の基準に当てはまること。

入居する人数	2人	3人	4人
収入の合計金額	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下

※小学生以下のいる子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等は収入基準が緩和されます。

③現在、明らかに住宅に困っていること。（具体的な理由が必要です。）

④市町村税を滞納していないこと。

⑤申込者本人を含めた同居する世帯員のだれもが暴力団員でないこと。

- 5【家賃】 入居者・同居親族の収入と同居親族の人数等により決定します。

- 6【敷金】 決定した家賃の3か月分

- 7【その他】 入居を希望及び検討される方は、下記までお気軽にご連絡ください。
詳細は森町役場のホームページをご覧ください。

画面上欄にて  で検索してください。

- 8【申込み・問合せ先】

〒437-0293 周智郡森町森2101-1 森町役場別館2階

定住推進課 住まい支援係 電話：85-6321 FAX：85-4419

メール：teijyu@town.shizuoka-mori.lg.jp

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給について

総務課

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、様々な困難に直面した方が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、次のいずれかに該当する世帯に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給しています。

【① 住民税非課税世帯】

対象：令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を受けていない世帯で、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。

手続き：対象となる世帯の世帯主に手続きに必要な書類を郵送します。記載内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、町へご返送ください。審査が完了次第、順次振込みを行います。

【② 家計急変世帯】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月1日以降の収入が著しく減少し、世帯全員の収入が住民税非課税世帯相当となった世帯。

手続き：申請時点で住民登録のある市区町村への申請が必要です。本人確認書類、振込先口座が確認できる書類、世帯全員分の収入が確認できる書類とともに、申請書及び申立書をご提出ください。

※①・②とも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※②の申請書等は、町のホームページからのダウンロード、または、総務課窓口でお渡しします。

※ 令和3年度に既に給付を受けている世帯（未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）は対象となりませんので、ご注意ください。

担当	総務課 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当
電話	0538-85-3000（平日9～12時、13～16時）

安心して働ける明日へ。 就業構造基本調査

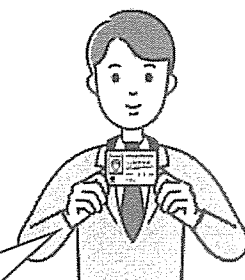
- 「統計法」という法律に基づき実施する、回答の義務がある基幹統計調査です。
- 事前準備のため、「調査員証」を身につけた調査員が9月上旬から調査区を訪問します。

【調査対象】

統計理論に基づき無作為に選ばれた世帯の15歳以上の方

【調査項目】

就業・不就業等の労働状況、育児・介護等の生活状況など



ご協力よろしくお願いします

問合せ 企画財政課広報統計係 ☎85-6306

追加集団健診のお知らせ

健康こども課

以下の日程で追加集団健診を実施します。

今年度まだ健診を受けていない方、集団健診を受けそびれてしまった方は、この機会をぜひご利用ください。追加集団健診は、予約が必要です。健康こども課健康づくり係に予約をしてください。

健 診 日 令和 4年 10月 19日 (水)

受 付 時 間	予約時に指定させていただきます。
会 場	森町総合体育館（森アリーナ）
健 診 内 容	特定健診（39～74 歳の森町国民健康保険の方） 基本健診（38 歳以下の方）、 後期高齢健康診査（75 歳以上の方） 胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査 乳がん検診、子宮頸がん検診、腹部エコー、骨密度検診 胸部検診（胸部検診のみの受診はできません）

申 込 み 締 切 定員に達しだい、申込みは終了します。

問合せ先：健康こども課健康づくり係 電話 85-6330

令和4年度 森町生活・暮らし支援臨時特別給付金について

福 祉 課

町では、新型コロナウイルス感染症の感染が長期化し、物価高騰の影響を受ける町内の低所得世帯に対して、経済的不安の軽減を図るため、町の単独事業として、「森町生活・暮らし支援臨時特別給付金」を支給します。

- ◎ 給付額 1世帯5万円
- ◎ 申請期間 令和4年8月10日（水）～11月30日（水）
- ◎ 対象世帯及び手続き方法

対象世帯：令和4年6月1日時点で、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。

上記の対象世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ア 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- イ 基準日以降の住民票の異動により、町の住民基本台帳から削除されている世帯
- ウ 租税条約による住民税の免除を届け出ている者を含む世帯
- エ 市町村民税は未申告であるが、課税相当の収入がある者がいる世帯

手続き：8月上旬に対象の可能性のある世帯の世帯主に申請書を郵送しました。

申請書が届きましたら、記載内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、町へご返送ください。審査が完了次第、決定通知を送付します。

※申請書は、対象の可能性のある世帯に郵送しますが、対象世帯でも申請書が届かない場合は、下記担当までご連絡ください。

※ 町から現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、「臨時特別給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありませんので、ご注意ください。

担当：福祉課（森町保健福祉センター内）

森町生活・暮らし支援臨時特別給付金窓口

電話：0538-86-6661（平日9時～12時、13時～16時）

生活習慣病予防検診(集団検診)のお知らせ

健康こども課

J A 静岡厚生連遠州病院による「生活習慣病予防検診(集団検診)」を実施します。

今年度検診を受けていない方、職場等で実施しなかったがん検診がある方は、この機会にぜひご利用ください。

1. 実施日 令和 4 年 11 月 7 日 (月) 午前

※受付時間は個別にご案内します

2. 会場 遠州中央農業協同組合 森支店 (〒437-0215 森町森 1660)

3. 検診項目等

(年齢基準日：令和 4 年 4 月 1 日)

	検診項目	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診・がん検診	特定健診	森町国保で 39～74 歳	血液検査、尿検査、血圧測定等	1,500 円
	基本健診	38 歳以下	血液検査、尿検査、血圧測定等	1,500 円
	後期高齢の健康診査	受診日に 75 歳以上	血液検査、尿検査、血圧測定等	500 円
	胃がん検診	39 歳以上	胃部レントゲン検査	1,500 円
	大腸がん検診	39 歳以上	便 2 日法	700 円
	肺がん検診 (胸部検診)	39～64 歳	胸部レントゲン検査	400 円
		65 歳以上	胸部レントゲン検査	無 料

※ 対象年齢に該当しない場合は、全額自己負担となります。

4. 申込み先 健康こども課健康づくり係 (85-6330)

5. 申込みしめきり 令和 4 年 10 月 7 日 (金)

6. 検診結果について 検診から 3～4 週間後に、検診結果がわかります。

検診結果の内容により

- ① 森町健康こども課による結果説明会 (個別) でのお渡し、または
- ② 直接郵送となります。

ご不明な点は、健康こども課健康づくり係までお問い合わせください。

問合せ先：森町役場健康こども課健康づくり係 電話 85-6330

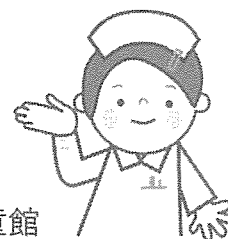
「気軽に健康チェックの日」のお知らせ

健康こども課

下記の日程で健康器具等を使用した健康相談を実施します。申込みは不要です。
感染予防対策を講じて実施しますので、お気軽にご参加ください。

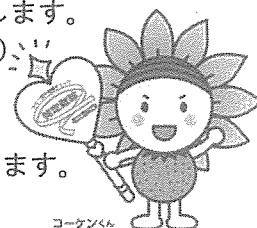
【日 時】 令和4年9月29日(木) 午前10時～午後3時

【場 所】 森町保健福祉センター 1階望月プラザ・交流広場・2階児童館



【内 容】	①体力診断	握力、垂直跳び、全身反応、バランスを測定し、体力年齢を比較
	②血管年齢測定	血管の弾力性年齢を測定
	③大腸がんクイズ	大腸がんに関するクイズ
	④骨健康度測定	手首の骨の健康度を測定
	⑤肌年齢測定	肌年齢、肌健康度を算出
	⑥体の成分分析	体の水分、タンパク質、ミネラル等分析
	⑦頭の元気度測定	脳トレしながら、頭のイキイキ度を測定
	⑧速歩き体験 コーナー	メタボ予防に効果的な、広い歩幅の速歩きの体験
	⑨まちの保健室 ※健康相談 ミニ講話あり	・ 公立森町病院の看護師、歯科衛生士、言語聴覚士の個別相談 ・ 11:30～口腔ケアについて、14:30～誤えん性肺炎予防について、 20分程度のミニ講話
	⑩栄養相談	・ 雪印ビーンスターク(株)の栄養士の栄養相談 ・ 授乳、子どもの離乳食、大人の食事などの個別相談 ・ “骨ケア”ドリンクや栄養調整食品などをプレゼント♪
	⑪野菜の重さ当て クイズ	実際に1日に摂取することが望ましい350gの野菜を手にとって、 量を体験
	⑫食育紙芝居・大型 絵本の読み聞かせ	子ども向けの食育紙芝居や大型絵本の読み聞かせ

- ※ ⑩～⑫は子どもも楽しめる内容です。
- ※ 会場内に特定健診啓発キャラクター“コーケン君”がやってきます！！
- ※ 「健康マイレージカード」をご持参いただいた方に、スタンプを1つ押印します。
- ※ マスク、靴下をつけてご参加ください。(ストッキングはご遠慮ください。)
- ※ 入館前に検温を実施します。当日体調不良の場合はご参加できません。
- ※ 感染症予防のため、混雑する場合は入場制限を行う場合がございます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントを中止する場合があります。
その際は、町内回覧や同報無線等でお知らせいたします。



主催：森町健康こども課 後援：森町福祉課・公立森町病院・森町児童館
(株)雪印ビーンスターク

【問合せ先】 健康こども課健康づくり係 電話85-6330

「ふじのくに出会いサポートセンター」 出張・登録相談会開催について

健康こども 課

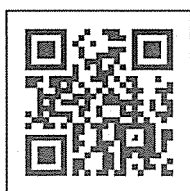
静岡県と市町で構成された「ふじのくに結婚応援協議会」が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」では、県内各地で出張登録・相談会を実施しています。

森町では、9月27日（火）に開催します。登録を希望される方の面談はもちろん、会員登録に迷っている方や保護者からの結婚相談にも対応します。

ご予約はサポートセンターホームページから。

記

- ・開催日時 令和4年9月27日（火） 10時から17時まで 完全予約制
（※最終予約時間は16時）
- ・開催場所 森町保健福祉センター 1階 相談室
- ・予約方法 ふじのくに出会いサポートセンターホームページにてご予約下さい。
URL : <https://www.shizuoka-msc.jp/>



←QRコードからもアクセスできます。

- ・お問合せ ふじのくに出会いサポートセンター
電話 : 0120-005-342（月～水・12時～20時）
（土日祝・10時～18時）
URL : fujinokuni_deai@tokaido-sigma.jp



森町子育て支援センターだより



児童館

親子・祖父母・地域の方もみんな笑顔で子育てができる居場所づくりを目指しています。

9月の予定

- 8日(木) すくすくクラブ(申込み者)
- 10日(土) 子育てセミナー(申込み者)
「お父さんと親子運動あそび」
- 14日(水) 森のくまさん広場
午前10時30分～ 児童館内
- 15日(木) のびのびクラブ(申込み者)
- 21日(水) WEB版 森のくまさん広場
午前10時30分～ オンライン(Zoom)
- 27日(火) 赤ちゃんと一緒
午前10時～ 児童館内
- 28日(水) 森のコアラ広場(飯田地区)
午前10時～ 会場: 飯田総合センター
- 30日(金) 森のコアラ広場(園田地区)
午前10時～ 会場: 園田総合センター

☆内容について詳しくは、こちらの QR コードから ⇒ 年間予定表「みんなあつまれげんきっこ」をご覧ください。



子育て相談を受け付けています。
電話でも来館していただいても大丈夫です。
お気軽にお声かけください。☆秘密は守ります☆



10月の申込み



- ☆すくすくクラブ☆ R4年度1歳になる子の活動
10月13日(木) 午前10時～午前11時
『秋を見つけに行こう』
対象: 令和3年4月2日～令和4年4月1日
生まれの乳幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員10組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 9月9日(金)～9月28日(水)
- ☆のびのびクラブ☆ R4年度2歳になる子の活動
10月20日(木) 午前10時～午前11時
『秋を見つけに行こう』
対象: 令和2年4月2日～令和3年4月1日
生まれの幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員10組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 9月15日(木)～10月7日(金)

◎申込み・問合せ

森町子育て支援センター(森町児童館併設)
電話85-2839(休館日・月曜・祝日・年末年始)

児童館

子育てセミナー「子育て家族の防災とママバック講座」

災害は突然やってきます。地震後の自宅での生活、避難所での生活など
子育て中に被災経験した方の生の声を聞いて、日頃の備えを学びましょう!

令和4年10月5日(水) 午前10時～午前11時30分

(受付9時45分から)

場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室

内容: 震災の経験談とママバックに備えておきたい便利な日用品の紹介

講師 大竹真希子 氏 ☆お母さん目線でのお話が聞けます。☆

対象: 子育て中の保護者 定員10組程度

参加費: 無料

※お子様と一緒にの参加也大歓迎です。

☆町内外問いません。

申込み期間: 9月8日(木)～9月22日(木) (電話可)

防災グッズの
ミニプレゼント!

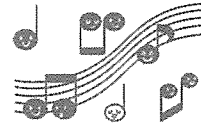
◎申込み・問合せ

森町子育て支援センター(森町児童館併設)
電話 85-2839 休館日 月曜日・祝日



リトミックランド

児童館



親子でリズムに合わせて体を動かして、気持ちをリフレッシュしてみませんか？

開催日時：10月14日(金)・11月8日(火)・12月7日(水)
3回コース 10時30分～11時30分 (受付10時15分～)

場 所：森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室

対 象：1人で歩ける子～未就園児とその保護者
＊できるだけ3回参加できる方

参加費
無料

定 員：10組程度 先着順 ※町内外問いません

持ち物：飲み物・汗拭きタオル

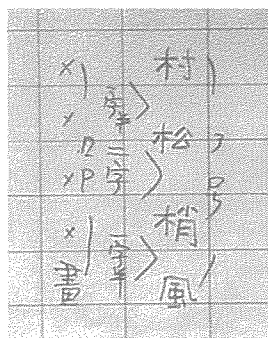
服 装：運動のできる服（裸足で行います）

申込み期間：9月13日(火)～10月5日(水)＊電話でも可

申込み・問合せ 森町子育て支援センター(森町児童館内) Tel 85-2839 月曜・祝日休館

＊新型コロナウイルス感染症の対策をして活動します。状況に応じて中止する場合があります。





森町ゆかりの文豪 村松梢風展

森町歴史伝統文化保存会

森町歴史伝統文化保存会では、森町文化会館、森町図書館、森町立歴史民俗資料館と連携し、大正・昭和時代に活躍した森町飯田出身の文豪、村松梢風に関する展示を行い、森町ゆかりの文豪を顕彰します。

■期 間 令和4年9月8日(木)～9月23日(祝・金)

■場 所 森町文化会館 常設展示室(入場無料)

■時 間 午前9時～午後5時、月曜日休館
(水曜日のみ午後7時まで)

- 主 催 森町歴史伝統文化保存会
- 協 力 森町教育委員会、森町文化協会、
森町文化会館、森町図書館、森町立歴史民俗資料館
- 展示内容 村松梢風の足跡に関するパネル・写真・資料の展示
村松梢風の作品展示及び紹介

この会場の他、森町歴史民俗資料館で文学碑の説明、資料展示(梢風愛用の硯など)、森町図書館で作品・資料の展示、貸し出しを行う。

森町ゆかりの文豪「村松梢風」が生まれて約130年、文壇に登場して約100年が経過する。梢風は森町飯田出身の作家であり、『正伝清水次郎長』で「森の石松」の物語を浪曲師らと共に作り上げ、他にも『近世名勝負物語』『男装の麗人』『女経』など数々の名作を残し、特に評伝作品に卓越した腕を振るった。その著作は多岐にわたり、大正、昭和と長い時代に渡って彼ほど大衆に愛された作家は数少ない。また、直木賞作家・村松友視氏の祖父君としても知られている。

【お問い合わせ先】

■森町歴史伝統文化保存会事務局(森町立歴史民俗資料館内)

電話 85-0108

■教育委員会 社会教育課 文化振興係

電話 85-1114

組内回覧

森町病院友の会

地域懇談会

「今年度テーマ」

今だからこそ、もう一度「森町の医療」考えてみよう

～地域医療は待っているだけでは繋がらない～

医療従事者もがんばっています

住民として「地域医療を育む活動」に参加しませんか

日時：令和4年9月18日（日）13：30～15：00

場所：森町家庭医療クリニック2階会議室

講師：森町家庭医療クリニック指導医 棚橋信子先生

内容：森町家庭医療クリニックの現状・事例説明

参加無料です。

主催：森町病院友の会 協力：公立森町病院

問い合わせ先（事務局 森町病院）電話 85-2181

思いやり人権ニュース

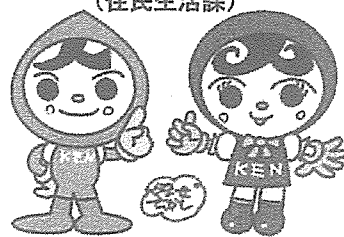
袋井人権擁護委員協議会 (静岡地方法務局袋井支局内)

電話 0538-42-3545

第 34 号 令和4年9月1日発行

／ 回 覧 ／

(住民生活課)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

皆さまからの人権に関する相談を、
お受けしています！！

◎このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉毀損、プライバシーの侵害を受けた
- セクハラ、パワハラを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された など

ひとりでなやまず、ご相談ください！！

★秘密は守ります

★もちろん、相談は無料です



人権イメージキャラクター

人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

◎様々な相談方法があります

●面談による相談

- 常設相談所 (法務局袋井支局で平日の毎日です
袋井支局の電話は、「42-3545」です)
- 特設相談所 (袋井市役所、市役所浅羽支所、
森町町民生活センター、社会福祉協議会
などで、随時相談しています)

●電話による相談

- みんなの人権110番: 0570-003-110
- 子どもの人権110番: 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン: 0570-070-810

●インターネットによる人権相談受付窓口

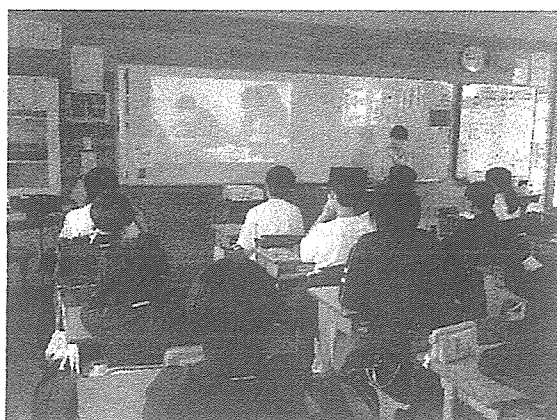
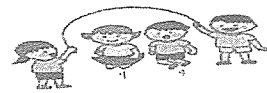
- パソコン・携帯電話から <http://www.jinken.go.jp/>

●子どもの人権SOSミニレターによる相談

- 小・中学生に学校から、お手紙用紙を配布済みです



小学校・中学校で人権教室を開催しました！！



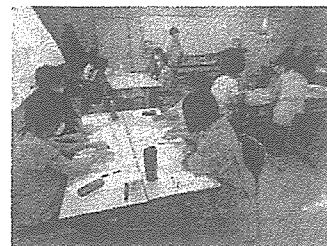
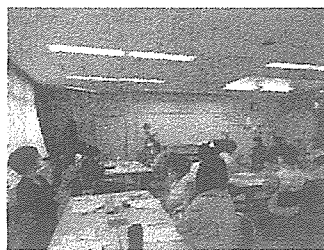
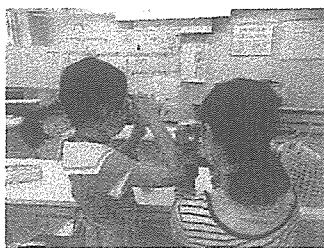
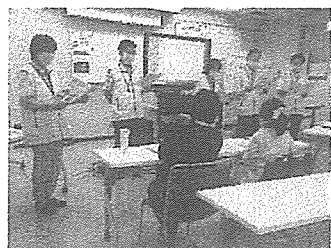
4月27日(水)に、浅羽中学校で新入生199名
(6クラス)を対象に人権教室を開催しました。「出会い」と「リスペクトアザース」をテーマにビデオを見た
りグループディスカッションを行ったりしました。

7月5日(火)に、森小学校で5年生54名を対象
に人権教室を開催し、人権クイズや人権作文の
朗読を行いました。人権についての意識を高め
るとともに、人権を守ることとはどういうことなのか
を、良く理解していただきました。



コミュニティセンターで人権講座を開催しました！！

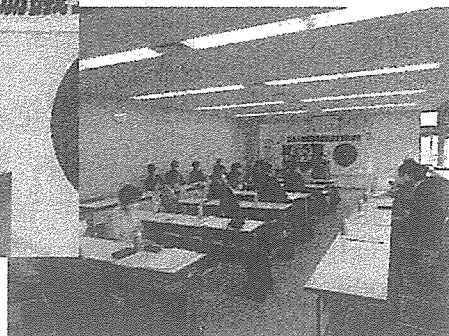
5月29日(日)に浅羽北コミュニティセンターで、少年少女学級「親子で学ぶ人権教室」を開催しました。小学生(1年生～6年生)とその保護者を対象とした人権講座に20名が参加してくださいました。人権のクイズをしたりビデオを視聴したりして人権について知ってもらうことができました。親子での万華鏡作りも好評でした。



6月3日(金)に浅羽東コミュニティセンターで、「心をはぐくむ講座」を開催しました。浅羽南小学校家庭教育学級(3年生の保護者)、女性学級及び高齢者学級を対象の講座に20名が参加してくださいました。人権教室の実演や、カードを使った遊びによる褒める・認める体験も好評でした。

袋井人権擁護委員協議会総会が開催されました！！

5月26日(木)



※ 多くの中学校・小学校・コミュニティセンターで人権教室や人権講座を開催することができるようになりました。皆様のご理解やご協力に感謝いたします。人権に対する理解を深めていただけるように今後も工夫をして教室や講座を開催したいと思います。開催を希望される団体は、ご相談ください。

今後の予定(人権に関するPR活動)

人権週間

12. 4(日)～12. 10(土)

令和4年11月 1日(火) ～12月 2日(金)	●人権ポスター展	袋井図書館 11/1～11/8 月見の里学遊館 11/9～11/15 森町文化会館 11/16～11/24 メロープラザ 11/25～12/2
令和4年11月20日(日)	●森町もりもり2万人まつり	森町文化会館



これまで、「人権教室」、「人権講座」などで、お世話になりました皆さまには、厚く、御礼申し上げます。これからも、私たち人権擁護委員に変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

くらしのめ

静岡県では、一人ひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

もくじ

「保険金が使える」と勧誘する
住宅修理トラブルに注意!

定期購入に関するトラブルに注意!
令和4年6月の法改正により取り消しができる場合も!

「保険金が使える」と勧誘する住宅修理トラブルに注意!

近年、台風や大雨、地震などによる自然災害が全国各地で発生しています。
自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多くなるため、被害に遭わないよう事前に知識をつけておきましょう。



!! ここに注意! 被害に遭わないためのポイントチェック

契約を迫られても、その場では契約しないようにしましょう。

工事の必要性や工事費用の見積りが適正なのかをその場で判断することは難しく、事業者の言われるがままに高額契約や不必要な契約をしてしまうおそれがあります。勧誘を受けてもその場では契約せず、複数の見積りを取って比較する等、慎重に検討しましょう。

「保険金で」「自己負担なし」などと勧誘されても安易に信じてはいけません。

経年劣化など自然災害によらない住宅の損害は保険の対象外となります。
経年劣化なのに「台風〇号で壊れたと言えばいい」などと勧誘する事業者もありますが、うその理由で保険金の請求を行った場合、刑事罰(詐欺罪)に問われるおそれがあります。

損害保険会社・代理店へ連絡をしましょう。

「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、見積り通りに保険金の下りるとは限りません。
保険金の請求で分からないことがあれば、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

定期購入に関するトラブルに注意! 令和4年6月の法改正により取り消しができる場合も!

販売サイト等で「初回無料」など通常価格より低価格で購入できることを広告している一方で、実際は定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等に関する相談が多く寄せられています。県内でも令和3年度に1,322件の相談が寄せられており、注意が必要です。



- 定期購入が条件となっていないませんか?
- 継続期間や購入回数が定められていませんか?
- 解約・返品できる場合の条件や解約条件を確認しましたか?

改正特定商取引法の施行に伴い、令和4年6月から最終確認画面で
下記の各契約事項を簡単に最終確認できるよう表示することが義務付けられました!

①分量 ②販売価格・対価 ③支払いの時期・方法 ④引渡・提供時期 ⑤申込みの撤回・解除 ⑥申込期間
こうした事項について事業者が消費者に誤認を与える表示を行った場合、誤認して申込みをした消費者は、
取消権を行使できる場合があります!

郵便番号の入力で、
お近くの市町の消費生活相談窓口へおつながります!

消費者ホットライン

だまされるの

188
いやいや!

※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。※通話料がかかります。(通話料定額プランの対象外です。)

・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合ガイダンス等で受付時間や連絡先をご案内します。

・IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

〈発行〉静岡県 くらし・環境部 県民生活課 住所/〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL/054-221-2175

この情報誌は、静岡県金融広報委員会の御協力のもと作成しています。(2022.9発行)

あなたの

「1日の動き」を教えてください

回 覧

建設課

西遠都市圏

パーソントリップ 調査

職場へ

買い物へ

自宅へ

レストランへ

■ 調査実施期間

令和4年9月～11月

パーソントリップ 調査とは？

日常生活の中の『人の一日の動き』を調べるものです。
調査結果は、交通計画や都市計画、防災、福祉など、より良いまちづくりに役立てられます。

■ 調査対象地域



■ 調査主体／静岡県、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町

■ 調査方法／無作為に抽出された調査対象の方に書類を郵送します。

■ 詳しくはコチラ

<http://www.seien-pt.jp>



R4西遠PT調査

検 索



／スマホが得意な方、そのスキル活かしませんか／

募 集

回覧

スマホ講座 講師兼スタッフ

スマホ初心者を対象とした講座の講師兼スタッフを募集します。
研修もあり安心です。ご応募お待ちしております♪



充実した研修

スキルアップ

1回2時間程度

申込期限：9月16日（金）

※詳細は裏面をご覧ください。



袋井・森地域シルバー人材センター

〒437-0061 静岡県袋井市久能1287番地の1

お問い合わせはこちら

☎0538-43-1314

受付時間
8:30～17:00

スマホ講座の講師兼スタッフを募集します

当センターの自主事業として、スマホ講座を実施します。この事業は、シニア世代のデジタル活用を推進するため、身近な場所で身近な人からスマホの利用方法を学べる環境づくりを目的としており、スマホ講座の講師を養成し、地域に根差したスマホ講座を開催するものです。

袋井市及び森町と連携して広域的に取り組み、NTTドコモから技術支援協力を受けて実施します。

○ 講師養成研修について

全日程ご参加いただきます。研修の受講料は無料です。

研修修了後、講師としてスマホ講座の運営に携わっていただきます。

① 募集期間：9月1日～16日

② 募集人数：12名

※60歳以上でシルバーの会員となる方は選考時優遇。

③ 会場：シルバーワークプラザ

④ 研修日程：9月27日～10月25日 午前10時～12時



1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
9/27 (火)	9/29 (木)	10/4 (火)	10/11 (火)	10/18 (火)	10/25 (火)
基礎講座	基礎講座	マイナンバーカード	マイナポータル	マイナポイント	ワクチン接種証明書

○ スマホ講座について

講師・スタッフとしてスマホ講座の運営に携わっていただきます。

11月～12月中旬開催

※1回/2時間を6日間×3会場（袋井・浅羽・森）で開催予定です。

午前10時から2時間の講座で、講師とスタッフ数人で担当します。

スタッフは、講義中、受講者のスマホ操作をアシストします。

講師とスタッフは順番で交代します。

【委託料】講師・スタッフともに 1,000円/時間（予定）

【その他】ご自分のスマホを使用いただきます。

（アンドロイド・アイフォンどちらも可）。



袋井・森地域シルバー人材センター
〒437-0061 袋井市久能1287番地の1
<https://fukuroi-mori-sjc.or.jp/>

～お問い合わせ～

☎0538-43-1314

いのちの大切さ・平和の尊さ、伝えたい

生きたくても
生きられなかった
時代があったことを
知ってほしい



生きたくても生きられなかった
いのちの写真パネル展 72th

戦没者遺骨収集の記録

企画制作 鈴木 基之

令和4年 **9月28日**(水)～**10月1日**(土)

9/28 13:00～16:30
9/29・30 10:00～16:30
10/1 10:00～15:00

森町文化会館 展示ギャラリー
静岡県周智郡森町森 1485

主催：森町遺族会
(問い合わせ先：事務局 TEL 0538-85-5769)

後援：森町 森町教育委員会 森町社会福祉協議会
森町町内会長連絡協議会

入場無料

概略案内図

掛川駅から電車約30分
森町病院前駅から徒歩1分



南磐田地区保護司会会報

第15号
令和4年
9月

南磐田地区
磐田市・袋井市
森町

発行…南磐田地区保護司会
事務局…磐田市健康福祉部福祉課内
電話…0538-374814
FAX…0538-361635

南磐田地区保護司会の活動に感謝します。



磐田市長

草地博昭

南磐田地区保護司会の皆様におかれましては、日頃より、犯罪予防活動や更生保護活動など、安心・安全のまちづくりに格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、国による刑法犯の認知件数は、減少傾向が続く一方で、その中に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。犯罪・非行の再発を防ぐために、罪を犯した人を社会で孤立させないよう、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保など、受け入れ体制の整備を進めること

が重要です。

また、南磐田地区においては、外国人の対象者も多くいると聞いております。本市では昨年度、「第4次磐田市多文化共生プラン」を策定し、「国籍・民族・文化の違いを認め合い 笑顔であいさつを交わすまち磐田」を基本理念として、多文化共生を推進しています。日本人も、外国人も、本市に暮らす市民誰もが住みやすいと感じることが、犯罪・非行の抑止にもつながるものと考え、今後も積極的に多文化共生に取り組んでまいります。

現在、地域の中では、保護司の皆様をはじめとして、多くの方が犯罪防止のため、活動してくださっておりますが、今後、さらに皆様の活動に対する理解が進み、活動の輪が地域全体に広がることを願っています。

ます。

長引くコロナ禍により、皆様の活動におかれましても、会議・研修の中止など、思うような活動ができない状況が続いたことと思いますが、徐々に日常生活の制限が緩和されつつあります。

本市といたしましても、引き続き保護司の皆様や関係機関のお力をお借りしながら、「安心できるまち、人が集まる磐田市」を目指して全力で取り組んでまいりますので、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、南磐田地区保護司会の今後ますますのご発展並びに会員の皆様のご健康とご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。

人をつなぐ「縁」と「絆」



南磐田地区
協力雇用主会
会長 大橋芳隆

近年、未曾有の困難(新型コロナ禍、自然災害、地震、戦争、テロ)を抱えることになった。

このような不安なことが続くと犯罪情勢は次第に悪化していく。最近では、衝撃的事件が報道されない日はなく治安の良い国とはいいがたくなってきた。まさに、法秩序の維持と治安の確保という国家社会の基盤が揺るぎ始めている。

私も雇用主の活動として、もう一歩踏み込んで地域社会の犯罪を未然に防止すること。そのための啓蒙活動にも力を注ぐべきである。「自分はもうダメだ」と思いつめないように、セイフティーネットを充実させることも重要だ。そして、だれもが気軽に相談できるような窓口を拡充することも大切だろう。

同じく、犯罪を犯した人が自立及び社会復帰のための支援をすること。めざすのは自分の力で生活できるようにすること。でもそれは容易なことではない。

昨年おこなわれた保護司会合同研修会の冒頭挨拶で「トンネルを抜けて」の曲を皆さんに聞いていただいた。

対象者が刑務所暮らしという長いトンネル生活を終え出所する心境をつづった歌だ。

出所できる嬉しさ、楽しさ、そして不安でもある今の気持ちを書いた歌だ。

だが、現実には待ちかまえているのは泥だらけゴミだらけの娯婆(シヤバ)という世界である。

刑務所を出てきた人はわさびと同じ状態である。わ

さびは清水の流れ、濁りのない水でしか育たない。そのように教育されてきている。二方待ち構えている娯婆の世界とは泥だらけゴミだらけである。

しかし、この泥んこの中で咲く花こそ綺麗な蓮の花であり、最高の花といわれている。

対象者が、この娯婆の中で立派な大きな花を咲かせてこそ本物であり、罪を償ったことにもなる。

でも多くの対象者は花のつぼみをつける前に同じあやまちをくり返す。この再犯者は年々増加している。

無職者の再犯率は有職者の3倍という。

とりわけ、再び道はずれることなく社会の一員として立ち直るためには地域社会の理解と協力が不可欠だ。

一度の罪や犯罪を犯したからと言って、地域社会から、のけ者にして良いのか。そのつけは、必ず我々の所に帰ってくる。対象者へのおもいやりとは、その出会いを通じ、人間関係の大切さを理解し、豊かな人間性を自ら回復してもらうように導くこと。そして仕事に対する厳しさを、楽しさを肌で感じるようになって二人立ちを応援することなのです。ここで、応援するとは悩んだり苦しんだりしている本人へ、その悩みや苦しみをとりぞいでやることではない。「君の力をもつてすれば、その程度の苦しみなど、どうってことないぞ」と思わせ、ふるいたたせることである。

同情することは、むしろ本人のためには妨げではない。

何事もきれいだだけで見てはだめだ。苦しみも怒りも敵意もあり、反感、憎悪もある。そういうものを忌避して、かつよく、まあまあやって、すまそうとすると、その時点で花はしおれる。葛藤を忌避することは蓮の花の開花を鈍らせる原因の一つだ。

私は思う。理論や概念や論理を突き詰め過ぎて自分が自分で生きていない人にどうして対象者を支援し大事にできようか。

更女合同研修会を終えて

森支部長 内藤光雄

令和三年十二月に実施しました研修会は、皆様のご支援、ご協力のもと、多くの方々の出席により、無事終了することができました。

また、講師の大橋芳隆氏(磐田地区協力雇用主会会長)にはコロナ禍での諸事情がある中いろいろなご苦労もいとわず、素晴らしい講話をしていただきました。

今振り返ってみますと、ここ二、三年のコロナ禍にあつて無事研修会が終了し、しかも何事もなく済みだったので、今は本当に安堵しています。皆様どうもありがとうございました。

今回の講演で特に印象に残っていることは、国分寺のことです。県内には三ヶ所(遠江・駿河・伊豆)にあり、七重の塔を建て写経をそれぞれに納めるよう、聖武天皇の詔が七百四十一年に出されました。立地条件には、次の点がありました。

- ・国華として仰ぎ見る地
- ・水害の憂いなく長久安穩の地
- ・南向きの地
- ・人家の雑踏から離れた地
- ・交通至便で集まり易い地
- ・国府に近い地

建立目的は、仏教による国家鎮護のためで、当時の日本の各国に命じた寺院でした。天皇は天然痘や各地で起こった疫病・地震等を何とかなくしていきたくったのでしよう。そんな素敵な地が、跡地周辺なのです。

少年法の改正について



静岡保護観察所
保護観察官
成島 達夫

浜松駐在官事務所

少年法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されました。概要は、18歳及び19歳の者を18歳未満の少年とは異なる取り扱いをするというのですが、これにあわせて保護観察を規定する更生保護法も一部改正されました。

ポイントとしては、18歳及び19歳の者(特定少年といいますが)の保護観察が、①6月の保護観察と、②2年の保護観察の2種類になるという点です(令和4年4月1日以降から適用。それ以前に保護観察となっている者についての取り扱いの変更はありません)。

6月の保護観察については、比較的軽微な事件を起こした者に対して決定されることが想定されておられ、必ず6月間のうちに保護観察が終了する(期間の延長なし)ことのほか、いわゆる不

良措置がない点が特徴です。この6月の保護観察は「更生指導」と呼称し、原則として保護司を付けず、保護観察所が直接担当することとしています。

2年の保護観察については、2年間で終了となりますが、途中、保護観察所の申請により少年院に収容された場合(収容可能期間は、あらかじめ保護観察決定時に定められます)は、その期間は2年から除かれます。

なお、どちらの保護観察も期間の途中で解除等の良好措置をとることができるのは、従来通りです。詳しくは、今年度の第2回地域別定例研修「少年法の改正について(保護観察関係)」において説明することになっていますので、保護司の皆様におかれましては、同研修への御出席について御配慮いただければ幸いです。

生きる選択のはじまり

見付支部 光阿弥

手元の原稿をしたためておりますいまは、季節も梅雨空を迎え、この街も天からの潤いに輝いております。もう少しすれば、南の海から夏の煌めきが訪れ、半袖と素肌が似合うシーズンが、この街をつつみこむことでしょう。

はや六十歳を過ぎて、昨年は初孫にも恵まれ、時間の流れを感じている私。この街に待っているひとたちがいるからと、高校生の時に行こうときめて、そのあと二十代の若者は、未来に希望をもち、右も左もわからない街の駅に降りて、遠く故郷、琵琶湖の波音から太平洋の波音へと。その最初の一步目を刻んだときより、もうそろそろ四十年近くになります。

ひとりて空を見あげておりますと、思えば遠くへ来たもんだ故郷離れて四十年目という歌のフレーズに、私を重ねた数字が青空に浮かんできます。

ただ面倒だからという生き方を選択していたなら、いまの私は無いでしょうし、保護司というお役をお受けする前に、その候補者として名前があがることも無かったでしょう。いまの私があるのは、もうひとつの選択をえらんだおかげ。それは、待っているだけでは…なにもつかめないということ。自分が求めるものがそこにあるのなら、その世界に飛びこんでいこう。それがひとのためになることなら、よろこんで汗を流そうという道を歩んできたから…かなと思います。

小中高のPTA役員も二十年を数え、その間、私にとって推されてつとめた会

長も八年間の財産。磐田青年会議所での十年間、深夜まで話し合い、まちづくりに邁進したことも経験値となり、人脈をひろげるきっかけに。そして、いまでは、長くボランティアとして参加しております。毎年磐田市で開催の大きなイベント、『磐田大祭り遠州大名行列』の指導責任者と総合監督を任される信頼を得て。

ひとそれぞれ、平等に与えられた二度きりの人生は、その生き方ひとつと、その都度選択する道ひとつで、その先には、無限の可能性を秘めております。そして、そんな私だからこそ、保護司というまたひとつ信頼の証を与えてもらい、いまに至ります。

私の人生、まだまだ終わりではありません。これからは私らしく生きながら人脈をひろげ、きつと、その視線の先は、静岡県を越えた向こう側まで見ていて、もつともっと楽しく、一度きりの人生を歩もうと、そこに待っているなにかをさがす私でありたいと思います。

ひとつのお寺の住職、そんな小さくせまい世界で終わりたいは…ありませんから。経験値をあげる修行は、だれもがこれからのことです。みなさまも仕事や年齢で答をだされるのではなくて、いまも継続中、経験値と価値を高める『私』であつてほしいですね。

やっぱり彷徨つてしまいうだからと…たちどまる前に、まずは、まだ見ぬ向こうの景色を見にいきたくなりませんか? それもまた生きる選択のはじまり…そのひとつなのです。

思えば遠くへ来たもんだこまで二人で来たけれど

思えば遠くへ来たもんだこの先どこまでゆくのやら

中学校出前講座(社会を明るくする運動)

袋井支部 鈴木万里子

袋井地区保護司会は、社会を明るくする運動の一つとして、中学校の出前講座を行っている。

1 目的

更生保護制度の必要性を理解してもらうことで、犯罪や非行防止の一助とする。

中学校との連携事業を通して、将来を担う世代の成長を支援する。

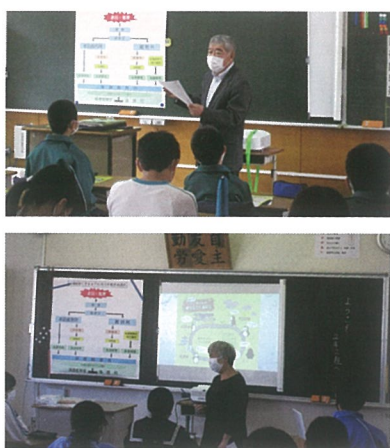
2 訪問学校・対象学年

市内4中学校の中学2年生(令和3年度、2年生885名)※中学2年生(14歳)を講座の対象としたのは、14歳になると刑法が適用される場合があるため。

3 実践例

○授業20分前に集合し、授業の準備をする中で、保護司同士の情報交換をする。

○各教室に案内され、授業を始める。



簡単な自己紹介の後、更生保護

制度の説明と保護司の役目等を話し、質疑応答に入るが、中学2年生からの発言は少ない。各保護司は、少しでも話しやすいように小グループにして話し

合わせたり、パソコンや紙芝居を用意したり、事例紹介の中でクイズ形式に質問したりと授業展開を工夫している。

4 まとめ



子供たちのまとめの感想用紙には、「地域には、保護司さんのように優しい人たちが見守っていてくれる。私も、これから友達に優しく接するようにしていきたい」等の意見がみられた。また、保護司自身も更生保護制度や犯罪非行を防止する活動について再確認し、まとめる場となっている。

令和4年度は、新型コロナウイルス拡大のため中止になった。

地域の子我が子のように見守りたい

森支部

朝の登校時、子供たちと歩いて十年目になります。小学生・中学校・高校生・地域の人・出会った人、「おはようございます」と声かけて顔を合わせると、今日も一日元氣よくがんばろうという気持ち

朝の登校時、子供たちと歩いて十年目になります。小学生・中学校・高校生・地域の人・出会った人、「おはようございます」と声かけて顔を合わせると、今日も一日元氣よくがんばろうという気持ち

になります。一年生入学当初、ランドセルが背中いっぱい大ききで、途中坂道もあり、体力がいる通学路です。

だまて上級生のあとを一生懸命ついていく姿に、心動かされてきました。五・六年生になると、ぐーんと成長し、ランドセルが小さく見える様になり、やがて中学生・高校生に進級し、夢と希望に向つて進んでいく姿を見守ることができました。

私自身、心と体の健康につながり喜びを感じています。これからも地域の人達とのふれあいを大切に続けます。



更生保護活動のご支援をお願いします。

保護司の職務が円滑に活動でき、更生保護施設への援助など、資金援助のための更生保護法人静岡県更生保護協会が寄付金を募っています。ぜひ、協会会員となり、ご支援ください。

「特別賛助会員」年 10,000円以上

「賛助会員」年 5,000円以上

「一般会員」年 1,000円以上

納税寄付金控除の対象となります。

ご支援いただける方は、事務局までご一報ください。

令和4年度は静岡県更生保護協会より、次の方にお礼と感謝状が授与されました。

※「特別賛助会員」(継続して7年以上)

・下村 恒(見付支部)

編集後記

この会報15号発行にあたり、原稿の依頼を快くお受けくださった皆さまに、心より感謝申し上げます。お陰様で無事お届けすることができました。ありがとうございました。